

新型コロナウイルス感染症発生時における業務継続計画

(障害福祉サービス類型：通所系)

法人名	株式会社 LEAPRISH	種別	就労継続支援 A 型
代表者	遠藤 剛	管理者	遠藤 剛
所在地	大川市向島 1547- 1	電話番号	0944-87-7939

※本ひな形における各項目は、別途お示しする「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」3－3に対応しています。本ひな形は、各施設・事業所のサービス類型、特徴等に応じ、適宜改変して活用いただくことを想定しています。

新型コロナウイルス感染症発生時における業務計画

第Ⅰ章 総則

1 目的

本計画は、新型コロナウイルス感染症の感染者（感染疑いを含む）が施設内で発生した場合においても、サービス提供を継続するために当施設の実施すべき事項を定めるとともに、平時から円滑に実行できるよう準備すべき事項を定める。

2 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

① 利用者の安全確保	利用者の重症化リスクが高く、集団感染が発生した場合、深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して感染拡大防止に努める。
② サービスの継続	利用者の健康・身体・生命を守る機能を維持する。
③ 職員の安全確保	職員の生命や生活を維持しつつ、感染拡大防止に努める。

3 主管部門

本計画は株式会社 LEAPRISH が運営する就労継続支援 A 型事業所グッドジョブ大川が主管する。

第Ⅱ章 平時からの備え

対応主体の決定、計画のメンテナンス・周知と、感染疑い事例発生時の緊急時対応を見据えた事前準備を、下記の体制で実施する。

1 対応主体

グッドジョブ大川の管理者のもと、関係部門が一丸となって対応する。

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 体制構築・整備	全体を統括する責任者・代行者を選定 ☐ 体制整備 代表取締役 遠藤剛 ☐ 意思決定者・担当者の決定 管理者 遠藤剛 ☐ 役割分担 スタッフ全員	様式 1
(2) 情報の共有・連携	☐ 情報共有範囲の確認 随時 SNS 等を利用して情報共有をおこなう ☐ 報告ルールの確認 随時 SNS 等を利用して報告・連絡・相談をおこなう ☐ 報告先リストの作成・更新 随時 SNS・メールなどを活用し、共有する	様式 2

(3) 感染防止に向けた 取組の実施	必要な情報収集と感染防止に向けた取組の実施 ☐ 最新情報（感染状況、政府や自治体の動向等）の収集 ・随時 SNS 等を利用して情報共有をおこなう ・政府・自治体など、ニュースなどで情報収取 ☐ 基本的な感染症対策の徹底 ・手洗い・うがいの徹底 ・衛生面の徹底 ・他人との接触禁止 ☐ 利用者・職員の体調管理 ・自己申告 ☐ 事業所内出入り者の記録管理 立ち入り禁止	様式 3 様式 8
(4) 防護具・消毒液等 備蓄品の確保	☐ 保管先・在庫量の確認、備蓄 事業所を一時閉鎖するため、各自でおこなう ☐ 委託業者の確保 事業所を一時閉鎖	様式 6
(5) 職員対応 (事前調整)	☐ 職員の確保 SNS などで情報を共有 ☐ 相談窓口の設置 代表取締役 遠藤剛	
(6) 業務調整	☐ 運営基準との整合性確認 最善を尽くして開所には取り組むが、爆発的な場合は事業所を閉鎖する。 ☐ 業務内容の調整 取引先との調整をおこなう	様式 7

(7) 研修・訓練の実施	☐ BCP の共有 BCP 作成後、スタッフには配り、事業所内に掲示 ☐ BCP の内容に関する研修 会議時の議題に入れ、協議する。 ☐ BCP の内容に沿った訓練 感染防止の徹底を強化する	
(8) BCP の 検証・見直し	☐ 課題の確認 課題が出た場合に協議し、改善する。 ☐ 定期的な見直し 課題が出た場合に協議し、改善する。	

第Ⅲ章 初動対応

感染疑い者が発生した際の初動対応について、迅速な対応ができるよう準備しておく。

1 対応主体

グッドジョブ大川の管理者の統括のもと、以下の役割を担う者が各担当業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	本岡昌記	遠藤剛
医療機関、受診・相談センターへの連絡	富岡寛子	本岡昌記
利用者家族等への情報提供	中村美香	高橋萌香
感染拡大防止対策に関する統括	高橋萌香	遠藤剛

2 対応事項

対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 第一報	☐ 管理者へ報告 発見者→管理者（本岡）へ連絡 ☐ 地域で身近な医療機関、受診・相談センターへ連絡 ・緊急時の場合は救急車を要請。 ・かかりつけ医に受診 ☐ 事業所内・法人内の情報共有 発見者から管理者へ連絡後、スタッフメールで共有する。 ☐ 指定権者への報告 管理者が報告をおこなう ☐ 相談支援事業所への報告 スタッフ全員で連絡する ☐ 家族への連絡 スタッフ全員で連絡する	様式 2

(2) 感染疑い者 への対応	【利用者】 ☐ サービス休止 完治するまで出勤停止 ☐ 医療機関受診 すみやかに受診する	
(3) 消毒・清掃 等の実施	☐ 場所（居室・共用スペース等）、方法の確認 感染防止のため、利用者を帰宅させ、事業所全体を消毒する	

第Ⅳ章 休業の検討

感染者発生時、濃厚接触者発生時など、休業を検討する指標を明確にしておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	本岡昌記	遠藤剛
関係者への情報共有	富岡寛子	高橋萌香
再開基準検討	遠藤剛	全員

2 対応事項

休業の検討における対応事項は以下のとおり。

対応事項	関係様式
☐ 都道府県・保健所等と調整 福岡県障がい福祉課 TEL：092-643-3312 大川市福祉事務所 TEL:0944-85-5532	
☐ 訪問サービス等の実施検討 随時連絡調整	
☐ 相談支援事業所との調整 随時連絡調整	
☐ 利用者・家族への説明 随時連絡調整	
☐ 再開基準の明確化 1日～約2ヶ月（感染規模により変動）	

第Ⅴ章 感染拡大防止体制の確立

感染疑い者の検査対応中に、以下の感染拡大防止体制の確立を迅速に対応することができるよう準備しておく。

1 対応主体

以下の役割を担う者を構成メンバーとする対策本部を構成し、業務を遂行する。

役割	担当者	代行者
全体統括	本岡昌記	遠藤剛
関係者への情報共有	富岡寛子	高橋萌香
感染拡大防止対策に関する統括	高橋萌香	富岡寛子
勤務体制・労働状況	遠藤剛	本岡昌記
情報発信	中村美香	全員

2 対応事項

感染拡大防止体制の確立における対応事項は以下のとおり。

項目	対応事項	関係様式
(1) 保健所との連携	☐ 濃厚接触者の特定への協力 事業所全体での協力のもと、特定をいぞく ☐ 感染対策の指示を仰ぐ 保健所の指示に従う	様式 4
(2) 濃厚接触者への対応	【利用者】 ☐ 自宅待機 毎日体調の報告をする ☐ 相談支援事業所との調整 随時連絡 【職員】 ☐ 自宅待機 毎日体調を報告する 軽症の場合は自宅にて在宅ワークをおこなう	

(3) 防護具・ 消毒液等の確保	☐ 在庫量・必要量の確認 開所時は毎日、対策をして買い出しに行く。 閉所時は在庫を減らす ☐ 調査先・調達方法の確認 提携業者 スーパー	様式 6 様式 2
(4) 情報共有	☐ 事業所内・法人内での情報共有 スタッフメールなどで随時情報共有する ☐ 利用者・家族との情報共有 随時連絡調整 ☐ 自治体（指定権者・保健所）との情報共有 随時連絡調整 ☐ 関係業者等との情報共有 随時連絡調整	様式 2
(5) 過重労働・ メンタルヘルス 対応	☐ 労務管理 代表取締役がおこなう ☐ 長時間労働対応 非該当 ☐ コミュニケーション 随時連絡調整	
(6) 情報発信	☐ 関係機関・地域・マスコミ等への説明・公表・取材対応 必要があればおこなう	

<更新履歴>

更新日	更新内容
令和 6 年 4 月 11 日	新規作成

<添付（様式）ツール>

※「障害福祉サービス事業所等における新型コロナウイルス感染症発生時の業務継続ガイドライン」

別添 Excel シート

NO	様式名
様式 1	推進体制の構成メンバー
様式 2	事業所外連絡リスト
様式 3	職員・利用者 体温・体調チェックリスト
様式 4	感染（疑い）者・濃厚接触（疑い）者管理リスト
様式 5	（部署ごと）職員緊急連絡網
様式 6	備蓄品リスト
様式 7	業務分類（優先業務の選定）
様式 8	来所立ち入り時体温チェックリスト

(参考) 新型コロナウイルス感染症に関する情報入手先

○厚生労働省「新型コロナウイルス感染症について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○厚生労働省「障害福祉サービス等事業所における新型コロナウイルス感染症への対応等について」：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00097.html

○令和 2 年 7 月 3 日付事務連絡

障害支援施設における新型コロナウイルス感染症発生に備えた対応等について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000646842.pdf>

○令和 2 年 5 月 28 日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）」に関する

Q & A（グループホーム関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634929.pdf>

○令和 2 年 5 月 28 日付事務連絡

「障害者支援施設における新型コロナウイルス感染症発生時の具体的な対応について（令和 2 年 5 月 4 日付事務連絡）」に関する

Q & A（障害児入所施設関係）について

<https://www.mhlw.go.jp/content/000634931.pdf>

○令和 2 年 10 月 15 日付事務連絡

社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その 2）（一部改正）

<https://www.mhlw.go.jp/content/000683520.pdf>

○障害福祉サービス施設・事業所職員のための感染対策マニュアルについて

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_15758.html

○（各施設で必要なものを記載）